

# 8月30日(日)は 衆議院議員総選挙の投票日です 最高裁判所裁判官国民審査

第45回衆議院議員総選挙が8月18日(火)に公示され、8月30日(日)に投票が行われます。有権者の皆さんは、必ず投票へ行きましょう。  
なお、最高裁判所裁判官国民審査も併せて実施されます。



**■投票できる人**  
平成元年8月31日までに生まれた人で、平成21年5月17日以前に鹿屋市に転入届を出し、引き続き鹿屋市に住んでいる人。  
※平成21年5月18日以降に鹿屋市に転入届を出した人は、前住所地で選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票ができます。投票の方法は、一般投票、期日前投票、不在者投票いずれの方法でもできますので、お問い合わせください。

**■期日前投票**  
投票日に出張や仕事、旅行などで投票に行けない人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

**■期日前投票期間**  
8月19日(水)～29日(土)  
※ただし、最高裁判所裁判官国民審査は、8月23日(日)から期日前投票ができます。

**■期日前投票所及び投票時間**  
◎鹿屋市役所6階会議室  
午前8時30分～午後8時  
◎輝北総合支所・吾平総合支所・串良総合支所  
午前8時30分～午後6時  
※いずれの期日前投票所でも投票ができます。

**■不在者投票**  
**指定施設における不在者投票**  
県選挙管理委員会の指定する病院や老人ホーム等に入院や入所している人で、不在者投票事由に該当する人は、その施設で不在者投票をすることができます。  
不在者投票を希望する人は、施設長へ請求してください。

**■滞在地及び転出先における不在者投票**  
出張や研修により市外に滞在中の人又は他市町村へ転出した人は、滞在地及び居住地の選挙管理委員会で

不在者投票をすることができます。  
不在者投票を希望する人は、名簿登録地の選挙管理委員会へ請求してください。

**■郵便等による投票**  
重度の身体障害者で「郵便投票証明書」の交付を受けている人は、郵便等による不在者投票ができます。  
希望する人は投票日の4日前までに投票用紙を請求してください。

なお、郵便等による投票は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳保持者でその内容が一定の基準を満たしている人に限ります。

**■投票日の投票**  
**投票時間**  
午前7時～午後7時

**■投票所**  
選挙人名簿に登録された投票所でのみ投票できます。入場券で必ず投票所を確認してください。

**■投票日の投票方法**  
投票所に投票所入場券を持参してください。

投票所入場券は郵送しますが、投票日が近くなっても届いていない場合は、市選挙管理委員会事務局へ連絡してください。  
万一、入場券を紛失しても投票できます。投票当日、投票所の係員に申し出てください。

**■代理投票・点字投票**  
代理投票と点字投票は、投票所で係員に申し出てください。

また、郵便等による投票の代理記載もできますが、その場合、代理記載人となる人の届出も必要となりますので、市選挙管理委員会事務局へ問い合わせのうえ、手続きをしてください。

**■開票**  
開票は、午後8時45分から鹿屋市体育館で行われます。

**【問い合わせ】**  
市選挙管理委員会事務局  
☎0994・31・1142  
各総合支所地域振興課